一般管理費	1,366,282,522		
財務費用	1,085,084,316		
雑損	2,982,412,038		
固定資産売却損	8,385,626		
固定資産除却損	58,002,291		
納付金	31,428,141	484,274,624,385	
（控除）			
貸付金利息	－1,294,670,386		
債務保証料収入	－3,406,488,872		
受取配当金	－2,125,566,520		
補助金等収益	－132,842,835		
受託収入	－424,219,993,683		
財務収益	－621,872,743		
資産見返補助金等戻入	－5,140,805		
雑益	－6,881,453,221		
固定資産売却益	－10,093,160	－438,698,122,225	
業務費用合計			45,576,502,160
Ⅱ　損益外減価償却相当額			2,802,374,922
Ⅲ　損益外減損損失相当額			110,000
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			698,682
Ⅴ　引当外賞与見積額			－32,551,624
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			529,365,479
Ⅶ　機会費用			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用			2,600,193,438
Ⅷ　（控除）法人税等及び国庫納付額			－3,002,766,832
Ⅸ　行政サービス実施コスト			48,473,926,225

Ⅰ．重要な会計方針

独立行政法人会計基準(「独立行政法人会計基準の改訂について」(独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成23年６月28日）及び「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」(総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会　平成24年３月最終改訂）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは各業務と運営費交付金との対応関係が明らかでなく、また期間の経過と対応していないことから業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

また、中期計画及びこれを具体化する年度計画に基づく各業務については、年度毎に重点化を行う執行がなされており、運営費交付金の予算配賦においても、前年度以前の運営費交付金と当年度の運営費交付金を合わせて配賦していることから、前年度に交付された運営費交付金を先に充当したとみなしております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～43年
機械装置	２～17年
船舶	15年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～25年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

法人内利用におけるソフトウェアについては、法人における利用可能期間（５年間）に基づいております。

なお、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．引当金等の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされている部分を除く支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

⑶　保証債務損失引当金

債務保証に係る保証の代位弁済の損失に備えるため、財政状態、担保価値の評価等を総合的に判断した見積額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当該年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当該年度に発生している額のうち、運営費交付金により財源措置される部分を除く額を計上しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置されている部分の行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）

なお、関係会社株式のうち、探鉱中の事業についてはその成否を判断することは困難であるため、成否の結果が出るまでの間、内部通達に基づき、会社ごとの機構の出資額の二分の一を時価としております。